

北杜市

小淵沢町篠原区規約

平成 25 年 3 月 24 日改正

北杜市小淵沢町篠原区規約

第1章 名称及び、事務所

第1条 この地区を篠原区と称する。

第2条 この区の事務所を小淵沢町公民館篠原分館に置く。

第2章 目的及び、事業

第3条 この区は、区内の秩序を維持し、区民の親睦を図ると共に、その健康・安全及び、福祉を増進することを目的とする。

第4条 この区は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 道路・水路及び、地域環境の整備
- (2) 公民館その他の営造物の設置及び、維持管理
- (3) 基本財産、積立金の設置及び、管理
- (4) 公民館活動の推進
- (5) 地域内諸団体の育成援助
- (6) 地域内産業の振興及び、推進
- (7) 北杜市役所小淵沢総合支所との事務処理及び、広報ならびに情報活動
- (8) その他、区の運営に必要な事項

第3章 区民及び、世帯

第5条 この規約の趣旨に賛同した地域在住の世帯を区民とする。

第6条 地域在住の世帯は、入会届を区長へ提出することにより区民となることができる。

区民は、一般区民、別荘区民から構成される。

第7条 区民は、退会届を区長へ提出することより退会することができる。

第4章 役員

第8条 この区に役員を置く。

- | | |
|--------------------|----|
| (1) 区長 | 1名 |
| (2) 副区長 | 2名 |
| (但し、うち1人が会計を兼務する。) | |
| (3) 組長 | 5名 |
| (4) 保健福祉推進委員長 | 1名 |
| (5) 地域環境委員長 | 1名 |
| (6) 婦人部長 | 1名 |

第 9 条 区長・副区長は総会において区民の中から選出し、組長は各組区民から互選する。

保健福祉推進委員・環境委員は各組区民から互選し、それぞれ委員間で保健福祉推進委員長・地域環境委員長を互選する。

第 10 条 役員の任期は区長・副区長は 2 年、組長の任期は 1 年、保健福祉推進委員・地域環境委員 1 年、ただし再選を妨げない。

死亡、事故、病気等においての役員交代による場合の任期は前任者の残任期とする。

第 11 条 区長はこの区を代表し、区務を統括し会議の議長となる。ただし必要により議長を別に定めることができる。

第 12 条 副区長は区長を補佐し、区長に事故あるときにはその職務を代理する。副区長は区会計事務を担当する。

第 13 条 組長は組内の連絡にあたりると共に、区務を分担する。

第 5 章 会議

第 14 条 会議は定期総会、臨時総会、区民総会、役員会とし、区長が召集する。

(1) 定期総会、臨時総会は区民の世帯代表者をもって、区民総会は全区民をもって構成する。

役員会は役員をもって構成する。

(2) 定期総会は原則として、3 月 31 日をもって開催する。

(3) 臨時総会は、次の場合において開くことができる。

1) 役員会において必要と認めるとき

2) 区民の過半数が、会議の目的たる事項を示して開会を要望したとき

(4) 役員会は、区長が必要と認めるとき開催する。

(5) 区民総会は、総会において必要と認めるとき開催する。

第 15 条 総会では次の事項を行う。

(1) 年度期間における事業報告、収支決算報告、会計監査の報告ならびに承認、次年度についての事業計画、収支予算の承認

(2) 規約ならびに細則の変更、承認

(3) 区長・副区長の選出、承認

(4) 第 14 条第 3 項 2 の規定に要望された事項

(5) その他必要な事項

第 16 条 総会は、構成員数の過半数(委任状を含む)の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって議決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。

第 17 条 規約の変更は、総会において出席者の 3 分の 2 以上の同意を得なければ議決することができない。

第 18 条 軽易な事項または、臨時緊急を要する場合は、区長が専決することができる。
ただしこの場合は、次の会議で報告し、承認を得なければならない。

第 6 章 会計

第 19 条 この区の収入支出は、区費、補助金、寄付金、その他の雑収入、経費をもつて充てる。

第 20 条 この区の会計年度は、4 月 1 日に始まり 3 月 31 日に終わる。

第 21 条 この区に監事 2 名を置く。

- (1) 監事は、年 1 回以上、区間系の諸会計の監査を行い、その結果を総会において報告し、承認を得なければならない。
- (2) 監事は総会に於いて選出し、任期は、2 ヶ年とする。

第 7 章 雑則

第 22 条 各組の保健推進委員及び、地域環境委員は、組の事業運営について組長に協力する。

第 23 条 区の運営に必要な細則は、総会に於いてこれを定める。

第 8 章 附則

この規約は昭和 60 年 1 月 1 日より施行する。

平成 9 年 1 月 22 日	一部改正	通常総会に於いて承認
平成 10 年 2 月 8 日	一部改正	通常総会に於いて承認
平成 13 年 12 月 23 日	一部改正	通常総会に於いて承認
平成 18 年 3 月 26 日	一部改正	通常総会に於いて承認
平成 18 年 6 月 11 日	一部改正	通常総会に於いて承認
平成 20 年 3 月 30 日	一部改正	通常総会に於いて承認
平成 21 年 4 月 5 日	一部改正	通常総会に於いて承認
平成 25 年 3 月 24 日	一部改正	通常総会に於いて承認